

○広域大和斎場組合格約

昭和54年7月28日
神奈川県指令市町村第220号

改正 昭和54年11月29日神奈川県指令市町村第434号 昭和57年11月10日神奈川県指令市町村第481号
平成19年3月16日神奈川県指令市町村第21号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、広域大和斎場組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第2条 組合は、次の市（以下「組織市」という。）をもって組織する。

大和市

海老名市

座間市

綾瀬市

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、火葬場施設としての大和斎場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、神奈川県大和市西鶴間八丁目10番8号に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合議会の議員（以下「議員」という。）の定数は15人とし、組織市から次のとおり選出する。

大和市 6人

海老名市 3人

座間市 3人

綾瀬市 3人

(議員の選挙)

第6条 議員は、組織市の議会において、その議会の議員の中から選挙する。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、その属する組織市の議会の議員の任期による。

2 議員が組織市の議会の議員の職を退き、又は失ったときは、その職を失う。

3 議員に欠員が生じたときは、その前任議員の属する組織市の議会において速やかにこれを補充しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合議会に議長及び副議長それぞれ1人を置く。

2 議長及び副議長は、議員の中から選挙する。

- 3 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
- 4 議長に事故があるときは、副議長がその職を行う。

第3章 組合の執行機関

(管理者の設置)

第9条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

- 2 前項に定めるほか、組合に事務局長その他必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

(管理者等の選任及び任期等)

第10条 管理者及び副管理者は、組織市の長の互選による。

- 2 管理者及び副管理者の任期は、その属する組織市の長の任期による。
- 3 管理者及び副管理者が組織市の長の職を退き、又は失ったときは、その職を失う。
- 4 管理者は、組合を代表し、組合の事務を管理し、執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、管理者があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 6 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもってこれに充てる。
- 7 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、議員及び識見を有する者の中からそれぞれ1人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、議員の中から選任された者にあつては議員の任期による。

第4章 組合の経費

第12条 組合の経費は、事業収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお、不足するときは、4市に分賦する。

- 2 前項の分賦の総額及び分賦の方法は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による神奈川県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和54年神奈川県指令市町第434号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による神奈川県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和57年神奈川県指令市町第481号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により神奈川県知事の許可のあつた日から施行し、改正後の広域大和斎場組合規約の規定は、昭和57年8月2日から適用する。

附 則（平成19年神奈川県指令市町第21号）

(施行規日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の広域大和斎場組合理約第9条及び第10条の規定は適用せず、改正前の広域大和斎場組合理約第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。